**令和７年度**

品川区会計年度任用職員募集案内

令和７年１０月２０日

品川区

この採用選考は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※　常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用され るとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

１．採用する職、受験資格、採用予定数等

|  |  |
| --- | --- |
| 採用する職 | 事務補助Ⅰ |
| 採用予定数 | ６名 |
| 主な職務内容 | 一般行政事務における補助的な職務のうち住民税賦課資料の作成補助　など |
| 受験資格 | 日本国籍を有し、職務の遂行に必要な知識と能力を有する者 |

※　ただし、地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する方（最終ページ≪参考≫参照）は応募できません。

２．採用予定時期　　　令和８年１月１５日（木）以降

３．任　　期　　　　　採用日から令和８年３月１９日（木）

４．申込方法および受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| 申込方法 | 受付期間 |
| 郵送申込 | 令和７年１０月２０日（月）～１１月１０日（月）【必着】※　所定の申込書に必要事項を記入後、Ａ４判が入る大きさ（角形２号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください。なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。 |
| 持参申込 | 令和７年１０月２０日（月）～１１月１０日（月）【必着】の午前８時３０分～午後５時００分　※　土・日曜日及び祝日を除く。※　所定の申込書に必要事項を記入後、品川区企画経営部税務課税務係まで直接お持ちください。 |

５．選考方法･選考日程

（１）第一次選考

|  |  |
| --- | --- |
| 選考方法 | 書類審査　※ 申込書により書類審査を行います。 |
| 合格発表 | 令７年１１月中旬（予定）　※ 合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。※　第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。 |

（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）

|  |  |
| --- | --- |
| 選考日 | 令和７年１２月上旬（予定） |
| 選考方法 | 面接 |
| 最終合格発表 | 令和７年１２月中旬（予定）※　合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。※　面接を欠席した場合、特に通知はありません。 |

６．選考会場

　　品川区役所（品川区広町２－１－３６）

　　（JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩８分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩５分）

７．合格者の取扱い　　選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。

なお、名簿登載期間は、登載日から令和８年１月３０日までです。

　〈合格から採用までの流れ〉

選考合格通知

（名簿登載通知）

**採用**

採用内定

名簿登載

第二次選考合格

（最終合格）

採用内定通知

（注２）採用内定の通知で初めて任期と勤務場所が確定します。

（注１）名簿登載の通知で採用が決定するわけではありません。

８．名簿登載の取消し

　　次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

　　（１）名簿登載を辞退した場合

　　（２）受験資格を欠いていることが明らかになった場合

　　（３）品川区職員として採用された場合

　　（４）任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合

　　（５）心身の故障その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

９．採用について

　　採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。

　　なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

１０．勤務条件等　　※　令和７年４月１日現在

（１）勤務時間・勤務日数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日の勤務時間数 | １週間あたりの勤務日数 | １週間あたりの勤務時間 |
| ６時間 | ５日 | ３０時間 |

※　勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※　公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。

（２）報酬

時間額：1,448円（地域手当相当報酬含む）

その他、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

（３）休暇等

　　　　勤務形態に応じて、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

（４）社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

１１．郵送・持参・問い合わせ先

　　〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６

　　　品川区役所企画経営部税務課税務係(本庁舎４階)

　　　電話：０３－５７４２－６６６２ (直通)　ＦＡＸ：０３－５７４２－７１０８

※　選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》　地方公務員法第１６条

|  |
| --- |
| 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

　（注）　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【品川区役所　案内】

